

コロラド州親権・監護権概要

コロラド州親族法の概要

コロラド州親族法の法律は、1 編から 43 編で構成されるコロラド州法の第 14 編「家事事項」(TITLE 14 DOMESTIC MATTERS) として規定されている。

第 14 編は以下のとおり 15 の章 (Article) で構成されており、親権ないし監護権については、その実体的な内容及び手続につき、第 10 章の統一離婚法 (**Uniform Dissolution of Marriage Act**) から第 13.7 章の配備された親の監護権及び面会交流権統一法 (**Uniform Deployed Parents Custody and Visitation Act**) において規定されている。州ないし国を超える監護権に関する管轄等を規律する UCCJEA の規定が第 13 章として規定されているほか、第 13.5 章の統一子の奪取防止法 (**Uniform Child Abduction Prevention Act**) 州ないし国を超える子の奪取に関する裁判所の命令等について規定している。

TITLE 14 DOMESTIC MATTERS

ARTICLE 1 Adoption of Adults

ARTICLE 2 Marriage and Rights of Married Women

ARTICLE 4 Domestic Abuse

ARTICLE 5 Uniform Interstate Family Support Act

ARTICLE 6 Nonsupport

ARTICLE 7 Parent and Child

ARTICLE 10 Uniform Dissolution of Marriage Act

14-10-124. Best interests of child.

ARTICLE 11 Actions Originating in Other Jurisdictions

ARTICLE 12 Marriage Counseling

ARTICLE 13 Uniform Child-custody Jurisdiction and Enforcement Act

ARTICLE 13.5 Uniform Child Abduction Prevention Act

ARTICLE 13.7 Uniform Deployed Parents Custody and Visitation Act

ARTICLE 14 Child Support Enforcement Procedures

ARTICLE 15 Colorado Civil Union Act

親権・監護権の概念・内容

親権ないし監護権に相当する概念あるいは関連する概念として、親の責任 (parental responsibilities)、decision-making responsibility (意思決定責任)、及び、養育時間 (parenting time) の 3 つの概念が挙げられる。親の責任 (parental responsibilities) は他州における監護権 (custody) に相当するもの、decision-making responsibility (意思決定責任) はその内容につき子に関する意思決定に関わるもの、養育時間 (parenting time) は面会交流 (Visitation) に相当するものと解される。

裁判所は、子の安全と身体的、精神的、及び情緒的な子の状況及び子のニーズを最優先に考慮し、子の最善の利益に適うよう、養育時間及び意思決定の責任を含む親の責任の分担を決定しなければならないと規定されており(14-10-124 条(1.5))、その規定の中に(a) 養育時間の決定と(b) 意思決定責任の分担が規定されていることに照らしても、ハーグ条約上の監護権が一方の親のみに認められていると考えるべき場合は少ないとされる。もっとも、後述するように一方の親がドメスティック・バイオレンスを犯したと裁判所が認めた場合等のケースにおいては、一方の親にのみハーグ条約上の監護権が存すると認めるべき場合もありうる。

ドメスティック・バイオレンス等の考慮

裁判所において一方当事者が子の虐待、放置、若しくはドメスティック・バイオレンスを犯したと認めた場合等において、虐待された当事者及び子が安全な方法で協力的に行うことができる能力がある旨の信用性のある証拠がない限り相互に意思決定権限を分担させることは、子の最善の利益に資するものとはならないこと(14-10-124 条(4)(a))や、裁判所が養育時間につき子と虐待の被害者の安全を確保するような養育時間の条件を検討しなければならないこと(14-10-124 条(4)(e))が規定されている。なお、一方当事者が子の虐待、放置、若しくはドメスティック・バイオレンスを犯したと認めるに必要な証拠上のルールは、刑事訴訟のような合理的な疑いを超える証明ではなく、証拠の優越で足りる(14-10-124 条(4)(a)(e)等)。